



写真1 モジョマ



図1 モジョマの位置

この話は昭和の初期頃のできごとでした。ある晴れた夏の頃、一人の漁師が朝早くこの最良の漁場で漁を始めました。その日は大漁であつたらしく、晩、暗くなるまで漁をしていらしたのでした。

普段は漁が終わるとモジョマに入り、ここで魚介類を水揚げし、それらを背負って現在灯台のある場所まで運び上げていました。その日は大漁だったことと、あたりが暗くなったことなどを考え、チゴキ崎の先端を廻り崎の南側の砂場に陸上しようとしたら、沖の沖に出ってしまったらしいのです(写真2)。夏の晴れた日は海陸風が起ることは知っていたはずなのに、魔がさしたという事ではなかったか。その時間帯は陸風(陸軟風)が強かったはずなのです。

それからというもの、夜になると沖

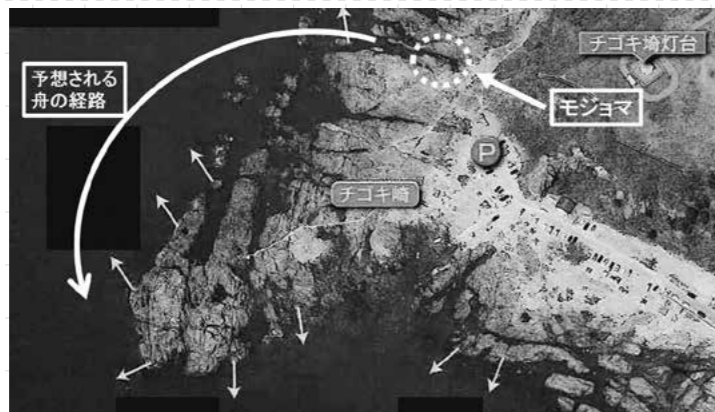


写真2 (出典：2013秋田・山形の海釣り 秋田魁新報社)

八峰白神ジオパーク推進協議会  
研究専門員 工藤 英美  
TEL 0185-26332  
秋田県山本郡八峰町八森字三十釜一四四一  
ぶなっこだんど内  
TEL 0185-77-3086

## 社会保障・税番号制度 マイナンバー制度 について

### まだ、お手元に「個人番号の通知カード」が届いていないみなさんへ

郵便局へ「転送届」を出している、10月5日以降転居したなどの理由で届かなかったと思われる皆さんには、お受け取り方法を記載した案内を普通郵便で送付しておりますのでご確認ください。

また、不在連絡票は入っていたが、郵便局の保管期間が過ぎたため受け取ることができなかった皆さんは、役場総務課町民サービス係窓口まで次の書類をご持参ください。

#### \* 本人および代理人の場合…本人の本人確認書類

運転免許証、パスポート、在留カード等のうち1点。

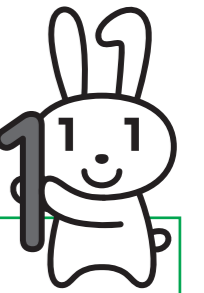
上記をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、社員証、預金通帳、医療受給者証等のうち2点。

#### \* 代理人の場合…代理人の本人確認書類及び・本人からの委任状

※委任状は、本人が記入してください。

#### ※ご注意ください!

電話で個人番号を教えるといったトラブルが起きています。役場職員を含め電話で個人番号を尋ねることはありませんので、ご注意願います。



■ 問合せ先 八峰町総務課 ☎76-4601  
マイナンバーコールセンター ☎0120-95-0178

## 軽油引取税免税証(農業用) 交付申請について

農業用機械に使用する軽油の免税証交付申請の集合受付を行います。交付を希望する方は、必要書類を準備の上、下記の受付日に申請してください。お住まいの地域の受付に都合がつかない場合は、他の地域の会場でも申請することができます。

県税事務所支所窓口での受付は平成28年2月3日から行いますが、その場合、集合受付を行った方よりも免税証の交付が遅くなりますので、できるだけ下記会場で申請手続きを行ってください。

■ 申請受付日時 平成28年1月29日(金) 午前10:00～午前11:30、午後1:00～午後3:30  
■ 申請受付会場 山本地域振興局 3階 大会議  
■ 必要書類一覧

区分	免税軽油使用者証	機械の購入証明書	免税軽油使用者証交付申請書	誓約書	秋田県証紙(400円)	免税証交付申請書	農業委員会が交付する耕作証明書	免税軽油の引取り等に係る報告書	前年購入した軽油の納品書又は購入油の明細書	印鑑	未使用の免税証
新規		○	○	○	○	○	○			○	
更新	○		○	○	○	○	○			○	○
継続	○					○	○			○	○
書換	○	○				○	○			○	○

※注意 ①当日は大変混み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入してお越しください。原則として、受付は記入された方から行います。申請書用紙の無い方は下記の問合せ先に連絡してください。  
②平成28年の耕作期間中に使用者証(厚紙)の有効期間が到来する場合は更新申請が必要です。  
③秋田県証紙(400円分)は免税証交付時にいただきます。  
④共同申請で、使用者が加わる場合は更新申請、使用者が脱退等する場合は書換申請が必要になります。なお、印鑑と耕作証明書は全員のものが必要になります。

■ 問合せ先 秋田県総合県税事務所 課税第二課 ☎018-860-3341  
秋田県総合県税事務所 山本支所 ☎0185-52-6201